

大学機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

大阪女学院大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	7
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	16
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	23
	領域5 学生の受入に関する基準	28
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	32
	基準の判断 総括表	32
	国際・英語学部	33
	21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻	47

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 大阪女学院大学
 (2) 所在地 大阪府大阪市中央区玉造2丁目26番54号
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	国際・英語学部
大学院課程	21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻

- (4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	学部412人、大学院17人
教員数	専任教員数（基幹教員数）：22人、助手数：0人

2 大学等の目的

(1) 大阪女学院大学 国際・英語学部
 大阪女学院大学 国際・英語学部（英語名：Department of International & English Interdisciplinary Studies, Osaka Jogakuin University）は2004年に開設されました。設立の主旨である「確かな認識によって問題意識を育み、解決に向け世界のさまざまな場で人々と協働する女性を育てる」をもとに教育課程を構築しました。本学の教育の3本柱である英語教育、人権教育、キリスト教教育を基盤に、「社会に積極的に関わり貢献する女性の育成」を目標とし、「国際・英語専攻」、「Women's Global Leadership 専攻」、「韓国語専攻」の3つの専攻を設けています。それぞれの専攻の特徴は以下の通りです。
 ・国際・英語専攻：3年次より英語コミュニケーションコース、国際協力コース、ビジネスコース（2025年度まで）のいずれかを主選択コースとして専門的な学びを深め、セメスター留学が可能です。
 ・Women's Global Leadership 専攻：広範囲な学問領域（multi-disciplinary）を学修し、セメスター留学または1年間の通年留学が可能です。
 ・韓国語専攻：1年次にグローバル化社会に必要な英語基礎力を養いながら韓国語を集中して学びます。留学制度も充実しており、語学留学と合わせて1年間の韓国への留学が可能です。
 また、英語教育については、一人ひとりの学生の習熟度に応じて3つのレベル（Advanced, Standard, Foundation）を設け、英語をコミュニケーションツールとして社会の様々な課題について学ぶとともに、すべての学生の英語運用力を最大限に伸長する構造となっています。

(2) 大阪女学院大学大学院
 1884（明治17）年の大阪女学院の前身であるウエルミナ女学校の創立以来、学院において変わることなく共有され、繰り返して解釈されてきた「女性の社会的使命への自覚」を目指す教育という理念に基づいて、世界が抱える困難な諸課題の解決に、世界的なネットワークを通して関わってゆく女性を育成するため、「21世紀国際共生研究科 平和・人権システム専攻」を設置しました。
 世界に目を向けると、1972年のローマ会議による環境破壊への警告が、今や極地環境の変化、海流の変化、海面水位の上昇などの現実となって人類生存に対し危機的な様相を呈しています。また、経済のグローバル化に伴う市場原理による熾烈な競争がもたらした社会的淘汰と、その結果としての貧困問題に代表される修復を危ぶまれるほどの世界的な格差と相克。これらの解決が急がれる地球規模の課題に対して、今やすべての学術活動がその責を問われていると言っても過言ではありません。
 本学大学院に関わる領域である、平和の実現と人権尊重の理念の実質化を基軸とする視点に立った国際関係の再構築に向けての学術研究の進展と人材養成は、喫緊の課題です。また、開発途上の国や地域において、社会開発の業務を担い、あるいは研究者として関連する課題の研究に関わってゆくためには、高度かつ総合的な英語運用能力が必要です。このため、本大学院では、修士論文、博士論文の作成に至るまで、全課程において英語を唯一の教育言語としています。
 さらに、日本国内だけでなく、特に開発途上の国や地域で平和と人権尊重の実質化を目指す研究・行政・運動における人材の養成を目指し、特にアジアからの留学生を積極的に迎えるべく、教育課程の編成に工夫を凝らしています。

3 特徴

1884(明治17)年に大阪女学院の前身であるウキルミナ女学校を創立したA. D. ヘル博士は、アメリカのカンバーランド長老派教会の宣教師として来日した当時、日本人の人々が、人格神の観念あるいは人格神と関係を持つ人格の人間の観念について、理解することに難渋することから、「独立した単位としての人格という概念は、日本人が今日まで教えられてきたあらゆる哲学にないものである。(中略)人間を一つの単位と考える観念、自分の行動については自分に責任があるのだという観念は、日本人に理解し難いものだった。」と本国に書き送っている。そして、当時の日本において、単位と言えば家であり、村であり、国であり、人間はそれらに属するものとされてきた中、一人ひとりが神によって造られたかけがえのない尊い存在であって、自ら選び、自ら行動し、自ら責任を引き受ける、まことの自由をもった人格としての存在であるということの気づきを得させることを根幹に据えて教育の業を始めている。

また、開校10年ごろの校長、アグネス・E. モルガンは、本学院設立の母体となった米国のミッションボードに送った書簡で、ウキルミナ女学校の教育の目標を「すべてに於いて私たちが目指すことは、何らかの方法で働く義務を悟り、正直に仕事をするを誇りとし、日常生活の雑事を越えて、物事を見抜く力のある人間を形成することです」と記している。豊かな感受性に裏付けられた洞察力を備える人格的存在としての人間の形成、それを基盤として社会に積極的に関わる女性の育成をめざす－明治時代に表明されたこの考えは、その後の学院の歩みを支え続けてきた。創立140年を経た今もなお、このヘル博士とモルガン校長のことは本学が教育理念として掲げ、それを内外に表明するミッション・ステートメント「本学は、キリスト教に基づく教育共同体である。その目指すところは、真理を探究し、自己と他者の尊厳に目覚め、確かな知識と豊かな感受性に裏付けられた洞察力を備え、社会に積極的に関わる人間の形成にある。」に色濃く受け継いでいる所以である。

高等教育の分野では、1968(昭和43)年に短期大学(英語科)を創設し、キリスト教教育、人権教育、英語教育を柱に据えて、英語教育と教養教育を統合したカリキュラムを構築してきた。その成果として、学生の自己認識と社会認識を育てるとともに、社会に積極的に関わる意欲を喚起するなど、大学における新しい教育の展開モデルとして高い評価を得るに至っている。(2003年度「特色GP」の選定など)

長く志した大学(国際・英語学部)の開設は、校地がJR大阪環状線の内側に位置することから、大学設置場所に係る国の規制が緩和された後の2004(平成16)年により実現する。「ミッション・ステートメント」の体現を期して「確かな認識によって問題意識を育み、解決に向け世界のさまざまな場で人々と協働する女性を育てる。」ことを目的に次の4つの目標を設定して開学した。

1. 解決を図らなければならない問題を見出す力の育成
2. 問題解決に対して粘り強く協力を進めることが出来る人格の形成
3. 問題解決にあたって必要な具体的知識・技能と専門的実務能力の養成
4. 語学運用力の養成

これらの目標を達成するために1・2年次には自己への気づきを深め、ICT環境を活用して日本語と英語で地球規模の課題について学ぶことを通して、問題意識と考える力そして英語運用力を養い、国際・英語専攻並びにWomen's Global Leadership 専攻では3・4年次には英語を教育言語としている。

なお、開学4年目の2007(平成19)年には、文部科学省から教育課程の工夫・改善を主とする優れた取組として本学の取組「英語を教育言語とする学士課程教育の展開－教養教育・専門教育・専門実務教育と英語教育の統合」が「特色GP」に選定されている。

2022年度以前に入学した国際・英語専攻の学生は、開学以来構築してきた知識と見識を深めていく学士課程において「コミュニケーション」、「国際協力」、「ビジネス」の専門領域について学び、2023年度以降に入学した国際・英語専攻の学生は、すべてのコースでビジネス系科目を受講することが可能である。入学時に英語習熟度の高い学生を対象に設置したWomen's Global Leadership 専攻では、1年次からリーダーシップとは何かを英語で学び、3年次には通年留学が可能となる留学プログラムを構築した。2023年度より設置した韓国語専攻は、本学の内容重視の英語教育モデルを踏襲した「韓国語で学ぶ韓国語」を構築している。English+1として、韓国語や中国語を学ぶ教育課程も構築し、語学運用力に長けた女性を輩出している。

大学設立に引き続き、2009(平成21)年には、教育課程の内容を、平和・共生、人権・開発の課題に対する研究とし、国際関係に絞った学位論文の作成に至るまで、全ての課程を英語で行う大学院(21世紀国際共生研究科 平和・人権システム専攻、博士前期課程(M)、博士後期課程(D))を設置した。大学院においては、一つには、人類的課題である新たな国際関係及び社会関係の構築に対する基礎的視点と専門的視点の統合に立つ研究能力の育成を、また一つには、個々の問題解決においてその構造を明確に把握し、これに対応した活動を行う高度に専門的な業務に従事可能な能力を養成することを目的としている。なお、大学院設立に合わせて、附置研究所の「国際共生研究所」を開設して今日に至っている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） ・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 ・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書 ・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学（専門職大学含む）用】		
	1-2-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学基幹教員規程2024.4.1		
	1-2-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学基幹教員規程細則2024.4.1		
	1-2-1-03 大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学の基幹教員が、所属大学に加えてもう一方の基幹教員を務める両大学相互のクロスアポイントメントによる基幹教員規程2024.4.1		
	1-2-1-04 基幹教員詳細一覧		
	1-2-1-05 ホームページに掲載している基幹教員の授業担当等		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		
	1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20		
	1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2		
	1-3-1-06 学長裁定事項「大阪女学院大学専任教育職員人事規程第5条に定める取り扱いについて」2015.5.20		
	1-3-1-07 大阪女学院大学管理運営規程2015.4.1		
	1-3-1-08 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学運営専門委員会規程2024.4.1		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		再掲
	1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20		再掲
	1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2		再掲
	1-3-1-06 学長裁定事項「大阪女学院大学専任教育職員人事規程第5条に定める取り扱いについて」2015.5.20		再掲
	1-3-1-07 大阪女学院大学管理運営規程2015.4.1		再掲
	1-3-1-08 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学運営専門委員会規程2024.4.1		再掲
・責任者の氏名が分かる資料			
1-3-1-09 大阪女学院大学責任者等一覧			

<p>[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・教授会等の運営規定等 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1 1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1 1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20 1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2 1-3-1-06 学長裁定事項「大阪女学院大学専任教育職員人事規程第5条に定める取り扱いについて」2015.5.20</p>		
<p>[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・運営規定等 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1 1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1 1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20 1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2 1-3-1-06 学長裁定事項「大阪女学院大学専任教育職員人事規程第5条に定める取り扱いについて」2015.5.20</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		
	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		
	2-1-1-04 2024年度組織図 2-1-1-05 2024年度委員会構成		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
	1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）			
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1 2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
	2-2-2-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教職課程に係る自己点検・評価規程2024.6.1		
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-2-4-01 大阪女学院大学・短期大学アセスメントプラン		
	2-2-4-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学アンケート実施要項		
	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲

<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1</p>		
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1 2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1 2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1</p>		再掲 再掲 再掲
【特記事項】			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2023年4月26日）		
	2-3-1-02 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2023年6月21日）		
	2-3-1-03 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2023年7月5日）		
	2-3-1-04 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2023年7月19日）		
	2-3-1-05 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年3月16日）		
	2-3-1-06 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年4月17日）		
	2-3-1-07 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年5月1日）		
	2-3-1-08 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月5日）		
	2-3-1-09 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月19日）		
2-3-1-10 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月26日）			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		再掲
	1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20		再掲
	1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2		再掲
	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
2-4-1-01 議事要録2022年度第11回大学運営会議2022.10.12			
2-4-1-02 大阪女学院大学国際・英語学部 2212.18 意思決定を証する書類			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目2-4-1 本学では、学部学科の設置・改組並びに収容定員の見直しは内部質保証体制ではなく、学長・副学長・事務局長が中心となり検討と具体案の作成を行い、大学運営会議にて審議を行うこととしている。その審議結果を教授会に報告の後、学校法人の学院運営会議（学内理事会）並びに理事会に上程することとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類 2-5-1-01 大阪女学院大学専任教育職員人事規程2015.4.1		
	2-5-1-02 教育職員審査内規2007.4.1		
	2-5-1-03 教員採用審査における申し合わせ		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-04 大阪女学院大学教員活動状況の自己点検・評価規程2024.6.1		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-04 大阪女学院大学教員活動状況の自己点検・評価規程2024.6.1		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類 2-5-1-04 大阪女学院大学教員活動状況の自己点検・評価規程2024.6.1		再掲
	2-5-2-01 大阪女学院大学教員活動状況の自己点検・評価に関する申し合わせ		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-02 教員活動実績報告書作成依頼文書		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-1-04 大阪女学院大学教員活動状況の自己点検・評価規程2024.6.1		再掲
	2-5-2-01 大阪女学院大学教員活動状況の自己点検・評価に関する申し合わせ		再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-02 教員活動実績報告書作成依頼文書		
			再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>【分析項目2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 2024年度事務局組織図</p>		
	<p>2-5-5-02 事務組織規程2024.4.1</p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>2-5-5-03 学校法人大阪女学院職務一覧2024年度</p>		
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>		
<p>【特記事項】</p>	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・指導補助者（教育補助者）に対するのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

 : 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_R5(2023)年度計算書類		
	3-1-1-02_R5(2023)年度計算書類(内訳明細書)		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_R5(2023)年度監事監査報告書		
	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2_予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_理由書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）			
	3-2-1-01 学校法人大阪女学院寄附行為			
	3-2-1-02 学校法人大阪女学院寄附行為施行細則			
	3-2-1-03 協議会規程			
	3-2-1-04 管理規程			
	3-2-1-05 学院運営会議規程			
	3-2-1-06 学校法人大阪女学院組織図			
	1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲	
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲	
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		再掲	
	1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20		再掲	
	1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2		再掲	
	1-3-1-06 学長裁定事項「大阪女学院大学専任教育職員人事規程第5条に定める取り扱いについて」2015.5.20		再掲	
	1-3-1-07 大阪女学院大学管理運営規程2015.4.1		再掲	
	2-5-5-02 事務組織規程2024.4.1		再掲	
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料			
	3-2-1-01 学校法人大阪女学院寄附行為			再掲
3-2-1-02 学校法人大阪女学院寄附行為施行細則			再掲	
3-2-1-04 管理規程			再掲	
・役職者の名簿				
3-2-1-07 学校法人大阪女学院理事・監事・評議員の名簿（2024年5月1日現在）	https://www.wilmina.ac.jp/foundation/public/924/			
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）			
	・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）			
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧			
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3）			
	・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）			
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料			
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。）） （別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類 2-5-5-02 事務組織規程2024.4.1		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図 2-5-5-01 2024年度事務局組織図		再掲
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		再掲
	1-3-1-07 大阪女学院大学管理運営規程2015.4.1		再掲
	1-3-1-08 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学運営専門委員会規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-04 2024年度組織図		再掲
	2-1-1-05 2024年度委員会構成		再掲
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-2-1-01 学校法人大阪女学院寄附行為		再掲
	3-5-1-01 監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 R5（2023）年度監事監査計画		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	3-1-1-03 R5（2023）年度監事監査報告書		再掲
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 R5（2023）年度監査計画概要書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
3-5-2-02 R5（2023）年度監査結果概要書			
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 学校法人大阪女学院組織図（内部監査委員会）		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
3-5-3-03 R5（2023）年度内部監査報告書			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 科学研究費監査報告記録		
	3-5-4-02 内部監査報告記録		
	3-5-3-03 R5（2023）年度内部監査報告書		再掲
	3-5-4-03 監事監査報告記録		
3-1-1-03 R5（2023）年度監事監査報告書		再掲	
3-5-4-04 教学監査報告記録			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学（専門職大学含む）用】 ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		再掲
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 R5年度学術基盤実態調査回答（CN編）大阪女学院大学		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 R5年度学術基盤実態調査回答（大学図書館編）大阪女学院大学		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P.24-25、129-132	
	4-2-1-02 学生生活について（大阪女学院大学2024年度）		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P.126-127	再掲
	4-2-1-02 学生生活について（大阪女学院大学2024年度）		再掲
	4-2-1-03 キャンパス・ハラスメント規程		
	4-2-1-04 大阪女学院キャンパス・ハラスメント防止機構		
	4-2-1-05 2024年度相談窓口・委員一覧		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P.24-25、115-125、128、133-140	再掲
	4-2-1-02 学生生活について（大阪女学院大学2024年度）		再掲
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1 相談・助言体制等一覧		再掲
	[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧	
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 交換留学生ハンドブック（2024年度）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類 4-2-4-01 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）障害学生支援規程2023.4.1		
	4-2-4-02 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）障害学生支援基本方針2023.3.1		

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P.24-25、32-36	再掲
	4-2-1-02 学生生活について（大阪女学院大学2024年度）		再掲
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 2023年度奨学金利用者実績一覧（日本学生支援機構）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P.24-25、32-36	再掲
	4-2-5-02 2023年度奨学金利用者実績一覧（大阪女学院大学独自）		
	4-2-5-03 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）奨学金支給規程2014.4.1		
	4-2-5-04 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）奨学金支給規程細則2014.4.1		
	4-2-5-05 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）貸与奨学金規程2015.4.1		
	4-2-5-06 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）貸与奨学金規程細則2015.4.1		
	4-2-5-07 グループ・ライダー・シオン奨学金規程2018.5.9		
	4-2-5-08 自宅通学圏外学生支援奨学金規程2022.4.1		
	4-2-5-09 自宅通学圏外学生支援奨学金規程細則2022.4.1		
	4-2-5-10 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学姉妹等同時在学学費減免奨学金規程2024.4.1		
	4-2-5-11 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）特別給付奨学金規程2024.4.1		
	4-2-5-12 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）特別給付奨学金規程施行細則2024.4.1		
	4-2-5-13 大阪女学院大学学修奨励学費減免奨学金規程2024.4.1		
	4-2-5-14 大阪女学院大学学修奨励学費減免奨学金規程施行細則2024.4.1		
	4-2-5-15 Wilmina Spirit Scholarship（自律学修応援学費減免奨学金）規程2023.4.1		
	4-2-5-16 Wilmina Spirit Scholarship（自律学修応援学費減免奨学金）規程細則2022.4.1		
4-2-5-17 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学留学生学費減免奨学金規程2024.4.1			
4-2-5-18 大阪女学院大学社会人学費減免奨学金規程2022.5.24			
4-2-5-20 大阪女学院大学大学院留学生学費減免奨学金規程2024.4.1			
4-2-5-21 大阪女学院大学大学院留学生奨学金支給規程細則2023.4.1			
4-2-5-22 大阪女学院大学大学院博士後期課程(D)3年次社会人学生学費減免奨学金規程2024.4.1			
4-2-5-23 大阪女学院大学大学院博士後期課程(D)3年次社会人学生学費減免奨学金規程細則2024.4.1			
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料			
4-2-5-24 大阪女学院大学学費等納付規程2024.4.1			

・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 分析項目4-2-5 大学独自の奨学金のうち「Wilmina Spirit Scholarship（自律学修応援学費減免奨学金）」は2023年度からの学部学費減額改定に伴い、その対象を2022年度以前入学生及び2024年度以前編入学生とした奨学金である。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
【改善を要する事項】		

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 3つのポリシー（大学・大学院）	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-us.html	
		https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-gs.html	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	5-2-1-01 2024「ワタシを見つける」総合型選抜要項			
	5-2-1-02 2024専門学科・総合学科等推薦入試要項			
	5-2-1-03 2024自己推薦入試要項			
	5-2-1-04 2024多言語多文化特別入試要項			
	5-2-1-05 2024ウエルミナファミリー入試要項			
	5-2-1-06 2024学内推薦募集要項			
	5-2-1-07 2024キリスト教指定校要項			
	5-2-1-08 2024指定校要項			
	5-2-1-09 2024公募制学校推薦型選抜要項			
	5-2-1-10 2024一般選抜要項			
	5-2-1-11 2024大学入学共通テスト利用入試要項			
	5-2-1-12 2024英語資格型入試要項			
	5-2-1-13 2024外国人留学生指定校推薦入試募集要項			
	5-2-1-14 2024外国人留学生入学試験 募集要項			
	5-2-1-15 2024リカレントA 募集要項			
	5-2-1-16 2024リカレントB募集要項			
	5-2-1-17 2024編入学試験要項			
	5-2-1-18 2024リカレント編入学試験A募集要項			
	5-2-1-19 2024リカレント編入学試験B募集要項			
	5-2-1-20 2024Entry_M Application Guideline			
	5-2-1-21 2024Entry_D Application Guideline			
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	5-2-1-22 大阪女学院大学・短期大学入学者選抜規程2015.4.1			
	5-2-1-23 入学者選抜の実施体制			
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等			
	5-2-1-24 20231008面接スケジュール20231005配信			
	5-2-1-25 20231022面接スケジュール 20231017配信			
5-2-1-26 20231126面接試験スケジュール				
5-2-1-27 20231126公募・外留他当日役割				
5-2-1-28 20231210面接試験スケジュール 20231205配信				
5-2-1-29 20240121一般・外国人留学生(四)・自己推薦・大学院スケジュール 20240119配信				

	5-2-1-30 20240121面接試験スケジュール 20240118配信		
	5-2-1-31 20240221面接試験スケジュール20240216配信		
	5-2-1-32 20240323面接試験スケジュール20240321配信		
	5-2-1-33 公募・外留2024監督マニュアル		
	5-2-1-34 一般選抜共通RGC（外留共通）2024監督マニュアル		
	5-2-1-35 一般選抜選択（現代文RG共通）2024監督マニュアル		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-36 2024「ワタシを見つける」総合型選抜評価シート		
	5-2-1-37 2024外国人留学生以外共通入試評価シート		
	5-2-1-38 外国人留学生入試評価シート		
	5-2-1-39 2024年度大学院入学試験 評価票サンプル		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	2-1-1-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学自己点検・評価規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-02 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学内部質保証推進規程2024.4.1		再掲
	2-1-1-03 大阪女学院大・大阪女学院短期大学内部質保証実施要領2024.4.1		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月5日）入学試験方法検討抜粋		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学（専門職大学含む）用】		再掲	
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-3-1-01 実入学者数の適正化を図る取組			
	5-3-1-02 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年3月16日）募集改善取組確認抜粋			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

領域6 基準の判断 総括表

大阪女学院大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	国際・英語学部	満たしている								
02	21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻	満たしている								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	5-1-1-01 3つのポリシー (大学・大学院)	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-us.html	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針 5-1-1-01 3つのポリシー (大学・大学院)	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-us.html	再掲
	4-2-1-01 学生要覧 (大阪女学院大学2024年度)	P. 41-53	再掲
	2-2-4-01 大阪女学院大学・短期大学アセスメントプラン		再掲
	・策定された教育課程方針及び学位授与方針 5-1-1-01 3つのポリシー (大学・大学院)	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-us.html	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-2-(01)-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録 (2024年3月16日) DPCP整合性確認抜粋		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(01)-01 大阪女学院大学教務内規（学則第5章内規）2024.4.1			
	4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P. 59-91	再掲	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P. 59-91	再掲	
	6-3-1-(01)-02 カリキュラムツリー			
	6-3-1-(01)-03 カリキュラム専攻別			
	6-3-1-(01)-04 ナンバリング科目一覧			
	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
・学則等の授業科目の時間数に関する規定 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1			再掲	
・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 6-3-2-(01)-01 日本学術会議の教育課程編成上の参照基準に関して				
・シラバス 6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス		https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/		
6-3-2-(00)-02 2024年度シラバス点検依頼				
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(00)-03 2018年度大阪女学院大学自己点検評価		https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html		
6-3-2-(00)-04 2019年度大阪女学院大学自己点検評価		https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html		
6-3-2-(00)-05 2020年度大阪女学院大学自己点検評価		https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html		
6-3-2-(00)-06 2021年度大阪女学院大学自己点検評価		https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html		
6-3-2-(00)-07 2022年度大阪女学院大学自己点検評価		https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること		・明文化された規定類 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
		6-3-1-(01)-01 大阪女学院大学教務内規（学則第5章内規）2024.4.1		再掲
		6-3-3-(01)-01 大学コンソーシアム大阪単位互換に関する規程2022.4.1		
	6-3-3-(01)-02 放送大学との単位互換に関する規程2022.4.1			
	6-3-3-(01)-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学留学規程2024.4.1			
	6-3-3-(01)-04 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学留学プログラムにおける単位認定に関する細則			

	6-3-3-(01)-05 大阪女学院大学編入学規程2009.10.1		
<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-3-4-(01)-01 2024年度大学履修説明会資料		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-3-4-(01)-01 2024年度大学履修説明会資料 ・シラバス 6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること 6-4-4-(01)-01 英語主要科目の実施体制 ・シラバス 6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://www.wilmina.ac.jp/university/course-us.html https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること		
	6-5-1-(01)-01 新入生履修指導プロセス		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること		
	6-5-2-(01)-01 2023年度Study Support利用状況		
	6-5-2-(01)-02 2023年度Writing Center利用状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(01)-01 2023年度インターンシップ一覧		
	6-5-3-(01)-02 2023年度1-1大学コンソーシアム 募集要項		
	6-5-3-(01)-03 2023年度1-2参加者評価表		
	6-5-3-(01)-04 2023年度2-1コースキャリアセンター 募集要項		
	6-5-3-(01)-05 2023年度2-2参加者評価表		
	6-5-3-(01)-06 2023年度3-1JWマリオット・ホテル奈良 募集要項		
	6-5-3-(01)-07 2023年度4-1JWマリオット・ホテル奈良 募集要項		
6-5-3-(01)-08 2023年度5-1大阪留学生ビジネスインターンシップ 募集要項			
6-5-3-(01)-09 2023年度5-2大阪留学生ビジネスインターンシップ 受講レポート			

<p>【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<p>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）</p>		
	<p>6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>		
	<p>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所</p>		
	<p>4-2-3-01 交換留学生ハンドブック（2024年度）</p>		再掲
	<p>6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス</p>	<p>https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/</p>	再掲
	<p>・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料</p>		
<p>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料</p>			
<p>・学習支援の利用実績が確認できる資料</p>			
<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-(01)-01 大阪女学院大学教務内規（学則第5章内規）2024.4.1		再掲
	6-6-1-(00)-01 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学成績評価基準等に関する規程2024.4.1		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P. 79-84	再掲
	6-3-4-(01)-01 2024年度大学履修説明会資料		再掲
	6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://campus.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(01)-01 2023年度大学成績評価分布		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月5日）成績評価分布確認抜粋		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-1-(01)-01 大阪女学院大学教務内規（学則第5章内規）2024.4.1		再掲
	6-6-3-(01)-02 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）グレード・ポイント・アベレージに関する細則2021.10.27		
	4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P. 79-84	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-6-3-(01)-03 ループリッカー式		
6-6-3-(01)-04 OJU OJC College Catalogue 2024			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 大阪女学院大学（同短期大学を含む。）成績評価異議申立に関する規程2023.4.1		
	6-3-4-(01)-01 2024年度大学履修説明会資料		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績異議申立て案内2023年度		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-03 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月5日）成績異議申立状況確認抜粋		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-04 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学成績評価資料等の保管に関する規程2024.4.1			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 分析項目6-6-2 成績評価基準の学生への告知は、新入生オリエンテーション並び次年度履修説明会時に、学生が閲覧できるweb上の学内諸規程サイトを利用し該当規程の説明を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
	6-3-1-(01)-01 大阪女学院大学教務内規（学則第5章内規）2024.4.1		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 1-3-1-01 大阪女学院大学学則2024.4.1		再掲
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		再掲
	1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20		再掲
	1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2		再掲
	[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準	
・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 4-2-1-01 学生要覧（大阪女学院大学2024年度）	P. 59-84	再掲
	6-3-4-(01)-01 2024年度大学履修説明会資料		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(01)-01 判定記録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(01)-01 教職修了者		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-(01)-01 学校基本調査（卒業後の状況調査票 大学）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-(01)-02 卒業生の活躍		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-(01)-01 2023年度大学卒業時アンケート結果		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-(01)-01 2022年度大学卒業生アンケート結果		
	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	6-8-5-(01)-01 2023年度大学就職先企業アンケート結果		
	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	5-1-1-01 3つのポリシー (大学・大学院)	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-gs.html	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	5-1-1-01 3つのポリシー (大学・大学院)	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-gs.html	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-01 3つのポリシー (大学・大学院)	https://www.wilmina.ac.jp/university/mission-gs.html	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(02)-01 大阪女学院大学大学院研究科規則2024.4.1			
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog			
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果			
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲	
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 6-3-2-(02)-01 日本学術会議の教育課程編成上の参照基準に関して			
	・シラバス 6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲	
	6-3-2-(00)-02 2024年度シラバス点検依頼		再掲	
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(00)-03 2018年度大阪女学院大学自己点検評価	https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html	再掲	
	6-3-2-(00)-04 2019年度大阪女学院大学自己点検評価	https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html	再掲	
	6-3-2-(00)-05 2020年度大阪女学院大学自己点検評価	https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html	再掲	
	6-3-2-(00)-06 2021年度大阪女学院大学自己点検評価	https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html	再掲	
	6-3-2-(00)-07 2022年度大阪女学院大学自己点検評価	https://www.wilmina.ac.jp/university/evaluation.html	再掲	
	[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-1-(02)-01 大阪女学院大学大学院研究科規則2024.4.1		再掲
	[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
6-3-1-(02)-01 大阪女学院大学大学院研究科規則2024.4.1			再掲	
6-3-4-(02)-01 大阪女学院大学大学院学位規程2024.4.1				
6-3-4-(02)-02 大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科博士論文の予備審査に関する細則2023.4.1				
・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-(02)-03 Graduate School Annual Plan for Research Guidance		資料はサンプル・抜粋		
6-3-4-(02)-04 Graduate School Annual Report for Research Guidance		資料はサンプル・抜粋		

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-(02)-05_大阪女学院大学大学院学会活動支援規程2024.4.1 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-(02)-07_大学院生2024年度研究倫理eラーニングコース修了証書10名分 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-3-1-(02)-02_2024OJGS Catalog		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-3-1-(02)-02_2024OJGS Catalog ・シラバス 6-3-2-(00)-01_2024年度シラバス	https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(00)-01_2024年度シラバス	https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/ 電子シラバスのデータは、sharepoint内の「3その他資料」に保管	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4_教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること 6-4-4-(02)-01_大学院主要科目 6-4-4-(02)-02_ホームページの大学院主要科目掲載について ・シラバス 6-3-2-(00)-01_2024年度シラバス	https://www.wilmina.ac.jp/wilmina-info/wp-content/uploads/2024/06/大学院主要科目.pdf https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)		
	6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)		
	6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
	6-5-3-(02)-01 大阪女学院大学大学院実践演習科目規程2024.4.1		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)		
	6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所		
	6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog		再掲
	6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://campusm.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
	6-5-4-(02)-01 大阪女学院大学大学院 2024年度時間割		
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること(より望ましい取組として分析)	・国内学生海外派遣実績(別紙様式6-5-5)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	6-3-1-(02)-01 大阪女学院大学大学院研究科規則2024.4.1		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog		再掲
	6-3-2-(00)-01 2024年度シラバス	https://campus.wilmina.ac.jp/public/syllabus/	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(02)-01 2023年度大学院成績評価分布		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録(2024年6月5日) 成績評価分布確認抜粋		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-6-3-(02)-02 大学院修士論文評価基準・評価表(ルーブリック)		
	6-6-3-(02)-03 大学院博士論文評価基準・評価表(ルーブリック)		
6-6-3-(00)-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録(2024年6月5日) 成績評価分布確認抜粋		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 大阪女学院大学(同短期大学を含む。)成績評価異議申立に関する規程2023.4.1		再掲
	6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績異議申立て案内2023年度		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-03 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録(2024年6月5日) 成績異議申立状況確認抜粋	大学院は過去申立て実績なし	再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-04 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学成績評価資料等の保管に関する規程2024.4.1		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 分析項目6-6-2 成績評価基準の学生への告知は、新入生オリエンテーション並び次年度履修説明会時に、学生が閲覧できるweb上の学内諸規程サイトを利用し該当規程の説明を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	6-3-1-(02)-01 大阪女学院大学大学院研究科規則2024.4.1		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1		再掲
	1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1		再掲
	1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20		再掲
	1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2		再掲
	[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1	
6-3-4-(02)-01 大阪女学院大学大学院学位規程2024.4.1			再掲
6-7-2-(02)-01 大学院修士・博士論文審査基準		https://www.wilmina.ac.jp/university/master.html	
・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 1-3-1-02 大阪女学院大学大学院学則2024.6.1			再掲
1-3-1-03 大阪女学院大学・大阪女学院短期大学教授会規程2024.6.1			再掲
1-3-1-04 学長裁定事項「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くもの」2015.5.20			再掲
1-3-1-05 学長制定事項「教授会に代わり大学運営会議で審議する事項」2019.10.2 6-3-4-(02)-01 大阪女学院大学大学院学位規程2024.4.1			再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog		再掲
	6-7-2-(02)-01 大学院修士・博士論文審査基準	https://www.wilmina.ac.jp/university/master.html	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(02)-01 判定記録		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 6-3-1-(02)-02 2024OJGS Catalog		再掲
	6-3-4-(02)-01 大阪女学院大学大学院学位規程2024.4.1		再掲
	6-3-4-(02)-02 大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科博士論文の予備審査に関する細則2023.4.1		再掲
	6-6-3-(02)-02 大学院修士論文評価基準・評価表（ルーブリック）		再掲
	6-6-3-(02)-03 大学院博士論文評価基準・評価表（ルーブリック）		再掲

大阪女学院大学 領域6 (0221世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻)

	6-7-2-(02)-01_大学院修士・博士論文審査基準	https://www.wilmina.ac.jp/university/master.html	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-01_大阪女学院大学大学院学位規程2024.4.1		再掲
	6-3-4-(02)-02_大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科博士論文の予備審査に関する細則2023.4.1		再掲
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-(02)-01 学校基本調査（卒業後の状況調査票 大学院） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(02)-01 大学院在学生に対する本研究科へのインタビュー結果報告		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-(02)-01 大学院修了生に対する本研究科へのインタビュー結果報告		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-(02)-01 内部質保証推進自己点検・評価委員会議事要録（2024年6月26日）修了生進路先関係者意見聴取抜粋		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			